［項を削る。］

２～５　［略］

（文化遺産国際協力室並びに文化財活用専門官、文化財防災専門官、熊本地震災害復旧対策調査官及び古墳壁画対策調査官）

第八十四条　［略］

２・３　［略］

４　文化財活用専門官は、文化に係る資源の活用による文化の振興（文部科学省組織令第百条第一号に掲げるものをいう。）に関する事務のうち文化財の活用に関する専門的事項についての指導及び助言に当たる。

５～７　［略］

（地方創生企画官、地方展開企画調整官、芸術教育企画官、メディア芸術調査官、生活文化担当専門官、企画調整専門官、美術工芸品公開促進調査官、文化観光支援調査官、博物館支援調査官及び教科調査官）

第八十六条　文化庁に、地方創生企画官、地方展開企画調整官、芸術教育企画官、メディア芸術調査官、生活文化担当専門官及び企画調整専門官それぞれ一人、美術工芸品公開促進調査官三人、文化観光支援調査官及び博物館支援調査官それぞれ一人並びに教科調査官四人を置く。

２～３　［略］

４　地方展開企画調整官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち国が所有する建造物以外の有形文化財の地域における活用に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

５～12　［略］

附　則

［条を削る。］

（研究開発局企画官の設置期間の特例）

第六条　［略］

［条を削る。］

（文化庁企画調整課感染症対策専門官の設置期間の特例）

第七条　［略］

（文化庁文化資源活用課熊本地震災害復旧対策調査官の設置期間の特例）

第八条　第八十四条第一項の熊本地震災害復旧対策調査官は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

３　会計室に、室長を置く。

４～７　［同上］

（文化遺産国際協力室並びに文化財活用専門官、文化財防災専門官、熊本地震災害復旧対策調査官及び古墳壁画対策調査官）

第八十四条　［同上］

２・３　［同上］

４　文化財活用専門官は、文化に係る資源の活用による文化の振興（文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）第百一条第一号に掲げるものをいう。）に関する事務のうち文化財の活用に関する専門的事項についての指導及び助言に当たる。

５～７　［同上］

（地方創生企画官、芸術教育企画官、メディア芸術調査官、生活文化担当専門官、企画調整専門官、美術工芸品公開促進調査官、文化観光支援調査官、博物館支援調査官及び教科調査官）

第八十六条　文化庁に、地方創生企画官一人、芸術教育企画官一人、メディア芸術調査官一人、生活文化担当専門官一人、企画調整専門官一人、美術工芸品公開促進調査官三人、文化観光支援調査官一人、博物館支援調査官一人及び教科調査官四人を置く。

２～３　［同上］

［項を加える。］

４～11　［同上］

附　則

（研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室医学系研究対策専門官の設置期間の特例）

第六条　第六十条第五項の医学系研究対策専門官は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。

（研究開発局企画官の設置期間の特例）

第七条　［同上］

（スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課外国カリキュラム開発調査官の設置期間の特例）

第八条　第七十七条第一項の外国カリキュラム開発調査官は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。

（文化庁企画調整課感染症対策専門官の設置期間の特例）

第九条　［同上］

（文化庁文化資源活用課熊本地震災害復旧対策調査官の設置期間の特例）

第十条　第八十四条第一項の熊本地震災害復旧対策調査官は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。